

## 健康保険(証)を使用して治療を受けられる場合

以下の書類を必ず提出してください。 ※交通事故証明書は、警察署で発行してもらってください。

## 【1】第三者行為(交通事故)による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)及び(2)	本人	各1枚	太枠内①②③④の記入は必須です
B 事故発生状況報告書	本人	1枚	
C 念書(兼 同意書)	本人	1枚	
D 誓約書	相手側	1枚	
※ 交通事故証明書	警察署発行	1枚	

## 【2】第三者行為(交通事故以外:ケンカ等)による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)及び(2)	本人	各1枚	太枠内①②③④の記入は必須です
C 念書(兼 同意書)	本人	1枚	
D 誓約書	相手側	1枚	

## 【3】自損事故(単独事故)による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)及び(2)	本人	各1枚	太枠内①②③④の記入は必須です
B 事故発生状況報告書	本人	1枚	
※ 交通事故証明書	警察署発行	1枚	

## 【4】上記【1～3】以外による場合

必要書類	記入者	枚数	注意事項
A 負傷原因届(1)	本人	1枚	太枠内①②の記入は必須です

■**保険証を使用する場合**、当健保組合が医療機関へ治療費を立て替えて支払いますので、その請求先(保険会社等)を明確にしてください。

「誓約書」には、住所・氏名・電話番号を記入し、必ず同意印を捺印してもらってください。

■**【1】【2】の第三者行為の場合については**、後日、当健保組合から誓約書に記載された方(主に保険会社)に確認し、「請求書」を送付いたします。

## 健康保険(証)を使用しない場合(自費診療)

■医療機関窓口で実費を請求されます。その請求額を加害者、あるいは被害者の方が立て替えてお支払いいただき、保険会社へ請求していただく方法です。

**上記の諸手続きは、一切不要です**ので、軽いケガ(治療が短期間で治ゆ)等の場合は、自費診療の方が簡単な場合もあります。

■自費診療に切り替える場合には、医療機関と問合せ先(株式会社ケーシップ: TEL06-6152-5160)にその旨を必ずご連絡ください。